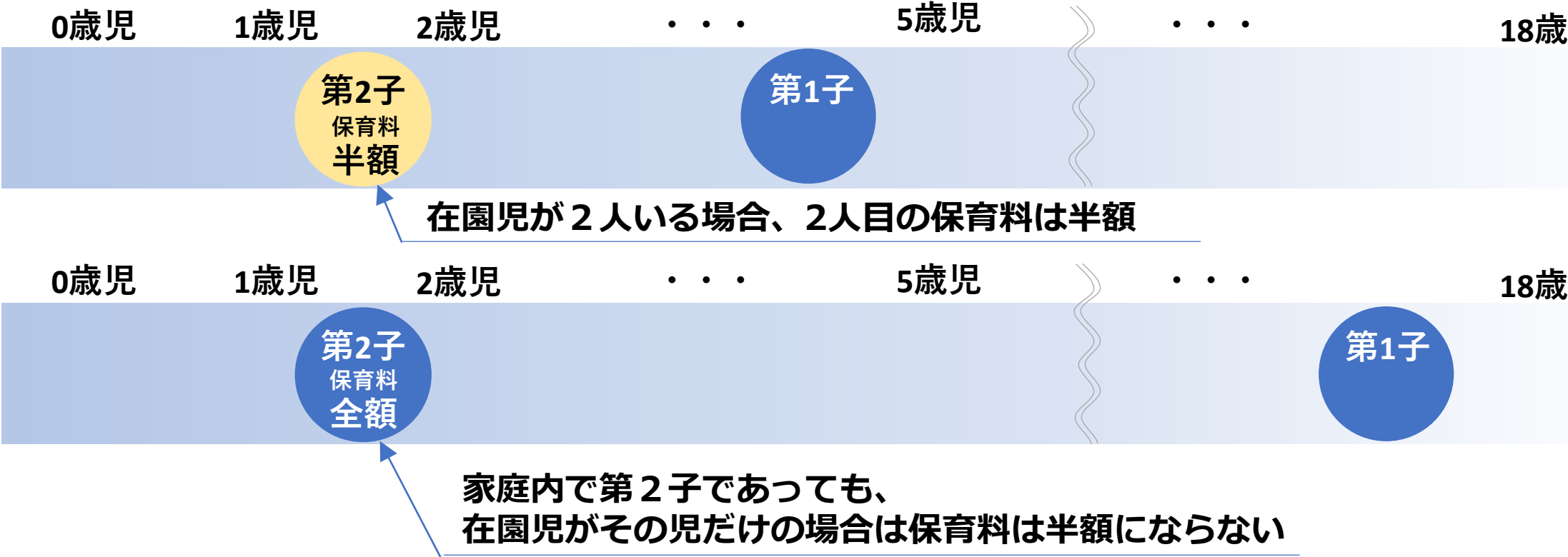


～多子子育て世帯の経済的負担の軽減に向けて～

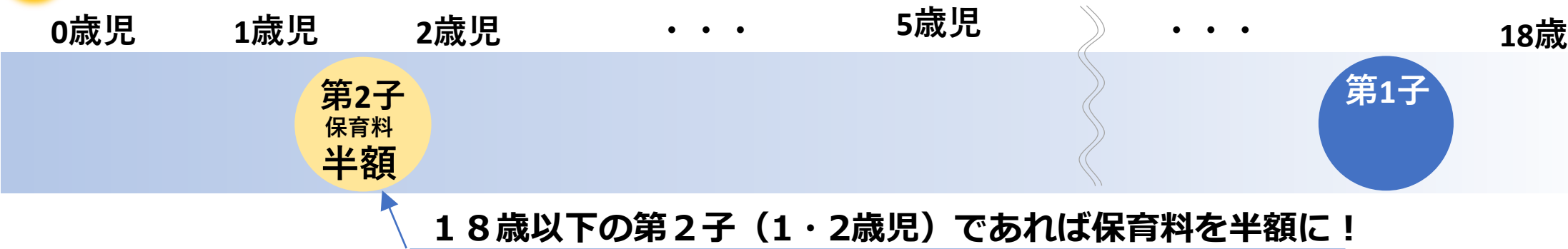
第2子1・2歳児保育料半額のご案内

見附市教育委員会こども課

保育園在園児の中で第●子かをカウント（国の制度）



Point 第2子のカウントの範囲を18歳以下に拡大！（市独自制度）



公立保育園、私立保育園、認定こども園、小規模保育施設等に在園の場合

対象の児童の保育料は、保育料基準額表の保育料の半額となります（手続き不要）

認可外保育施設（企業主導型保育施設等）に在園の場合

- 対象の方から市へ申請していただく必要があります
（対象の方には申請時期（2～3月頃）に市から案内を送付します）
（見附市外の認可外保育施設に在園の場合は、見附市こども課までお問い合わせください）
- 施設に支払っていただいた保育料（利用者負担額）相当額の半額を市から保護者に交付します
※ただし 実際に払った額と見附市保育料規則に基づく算定額を比較し、低いほうの半額を振込

申請方法

必要書類をご用意のうえ、見附市役所4階 こども課へご提出ください（郵送可）

- ・多子世帯1・2歳児保育料軽減事業補助金交付申請書
- ・多子世帯1・2歳児保育料軽減事業補助金交付請求書
- ・受取口座の情報が分かる通帳かキャッシュカード等の写し
- ・保育料納付証明書

→ 通っている園に請求してください

お問い合わせ先

見附市教育委員会 こども課 保育児童クラブ係 0258-62-1700（内線442）